

対象者と支給される金額

対象者	加給年金額	条件等
配偶者	22万4700円	65歳未満であること 老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に3万3200円～16万5800円が特別加算される
1人目・2人目の子	各22万4700円	18歳到達年度の末日までの間の子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各7万4900円	18歳到達年度の末日までの間の子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

特別加算は、昭和18年4月2日生まれ以降は、一律16万5800円